

報道関係各位	発信年月日	令和8年4月2日	送付枚数 (本紙含む)	3枚
担当部課名	担当課長名	担当者職氏名	連絡先電話番号	
社会教育課	山本 修一	主事 池田 順哉	(0836) 82-1203	
件名	令和8年度山陽小野田市春の花壇コンクール審査会を開催します			
内 容				
<p>本市では、花づくりを通じた地域のつながりづくりを目指して、「花いっぱい運動」を展開し、その一環として毎年春と秋に「花壇コンクール」を開催しております。このたび、春の審査会の日程が決定いたしましたので、お知らせいたします。当日の取材をよろしくお願ひします。</p>				
1. 日時	4月21日(火) 9時～16時頃(現地審査) 16時30分～(各賞の決定) (荒天の場合は、4月28日(火)に延期)			
2. 参加者	25団体(個人を含む)			
3. 審査員	4名			
	<small>こうとく</small> <small>よしのぶ</small> 神徳 良信 氏 元校長・元公民館長			
	<small>まつなが</small> <small>さとし</small> 松永 聡 氏 シードアドバイザー			
	<small>かんばら</small> <small>ちづ</small> 神原 千津 氏 FLOWERS 代表			
	<small>ひがき</small> <small>ようこ</small> 檜垣 陽子 氏 指定障害者支援施設 みつば園職員			
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地審査終了後、書類集計が済み次第、各賞の決定を行います。</li> <li>・取材していただける場合はお手数ですが、社会教育課(82-1203)までご連絡ください。</li> </ul>			

FAX 発信者：山陽小野田市協創部シティセールス課  
 電話(0836) 82-1148 FAX(0836) 83-9336

4月21日(火)

集合8時45分

着

発

AM

9:00

1	団体	フラワーステーション小野田	9:05		9:10
2	団体	幸福駅日出	9:20		9:25
3	団体	小野田地域交流センター	9:35		9:40
4	団体	丘の上の花園(南中川駅花壇)	9:50		9:55
5	学校	小野田中学校	10:05		10:10
6	学校	須恵小学校	10:20		10:25
7	団体	須恵花いっぱい会	10:30		10:35
8	団体	税理士法人やまぐちパートナーズ小野田事務所	10:45		10:50
9	団体	本山地区運営協議会	11:00		11:05
10	団体	本山地域交流センター	11:10		11:15
11	学校	本山小学校	11:20		11:25
12	学校	竜王中学校	11:35		11:40
★	個人	岡崎 英子	11:50		11:55

13団体

12:10

市役所着

着

発

PM

13:00

14	学校	高泊小学校	13:05		13:10
15	学校	埴生小学校	13:30		13:35
16	個人	佐々木 幸子	13:45		13:50
17	団体	栗田ひだまりの会	14:00		14:05
★	団体	希望のあさ(厚狭駅)	14:15		14:20
19	学校	厚狭小学校	14:25		14:30
★	個人	神徳 直子	14:40		14:45
21	学校	高千帆小学校	14:55		15:00
22	団体	南平原「花・人の和」の会	15:10		15:15
23	団体	高千帆校区女性会	15:25		15:30
24	団体	大休団地花壇クラブ	15:45		15:50
25	団体	有帆地域交流センター	16:05		16:10

★は新人賞対象

12団体

16:30

市役所着

意見交換会
集計、受賞者決定

# 山陽小野田市花壇コンクール実施要項

令和8年3月1日

## 1 目的

花の生育を通じて、地域コミュニティの結びつきを強め、協働によるまちづくりをすすめるとともに、春と秋に花壇コンクールを実施することにより、市が実施する「花いっぱい運動」の全市的な取り組みの拡充を目的とする。

## 2 応募資格

市内で花を育てている者

## 3 審査

- (1) 審査員による現地審査を行う。
- (2) 審査は、花壇の管理状況 デザイン・配置 取り組み・姿勢を採点する。

## 4 賞及び表彰

花壇コンクールの各賞は次のとおりとし、受賞者決定後に表彰式を行う。

- (1) 最優秀賞は「一般の部」「学校・保育園・幼稚園の部」「個人の部」に分け、審査員が総合的に最優秀にふさわしいと認めたものを選出する。  
ただし、該当者なしとする場合がある。
- (2) 優秀賞は最優秀賞受賞者を除く上位10位程度とする。
- (3) 新人賞は過去3年以内に新規で参加した者であって、最優秀賞及び優秀賞を除く上位1位とする。  
ただし、過去に花壇コンクールにおいて、受賞歴のある者は除外する。
- (4) 審査員が必要と認める場合は、特別賞を授与する。

## 5 モデル花壇

- (1) 花壇コンクールにおいて、令和2年4月1日以降に、通算3回最優秀賞を受賞した者を「モデル花壇」に指定する。  
なお、指定は1回限りとする。
- (2) 「モデル花壇」に指定を受けた者は、花いっぱい運動の趣旨に沿った活動を継続するよう努めるものとする。
- (3) 「モデル花壇」に指定を受けたコンクールの次回開催分に限り、応募資格を停止する。

## 6 その他

この要領に定めるもののほか、コンクールの実施及び審査等に関して必要な事項は、別に定める。